

1988年

3月号

No.387

大洲新聞

おおす

市民のうごき

昭和63年1月末日現在

人口	39,977人	(+13)
男	19,125人	(+11)
女	20,852人	(+2)
世帯数	12,801世帯	(±0)
面積	240.93平方キロメートル	

昭和63年3月1日発行 発行 大洲市役所 編集 市長公室 〒795 大洲市大洲690-1 ☎24-2111



私の楽しみ ②

ときわ い ただ か
常磐井 忠伽さん (70歳)

今月号の主な内容

- 大洲市の火災18件増加……2P
- グリーントピアセミナー…3P
- 建設省からお知らせ……5P
- 利子非課税制度の改正……5P
- 税の申告は3月15日まで…6P
- 各種奨学資金のご利用を…7P
- 児童手当制度の改正……8P
- 異動の手続きはお早めに…9P
- 休日急患診療……12P

「お話を聞かせてくれた三善のむらの人に、本当に感謝しています」……常磐井忠伽さんは、昭和二十八年に教員となり、昭和四十八年に三善小学校を退職したとき、三善公民館長などから「むらの歴史をまとめてほしい」と依頼され、十四年をかけて、三善生活誌を完成させました。

「肱川とむら」、「むらの人生」、「むらのくらし」の三部作で、今年の一月には、愛媛出版文化賞を受賞しました。教員時代にも、伝説や由来を古老に尋ね、子供たちに話すと、まばたきもせずに熱心に聞いていたそうです。

「これは、日本民族の血で聞いている。お年寄りの生きざま、生活を記録して伝えておかなければ……」と三善のお年寄りなどを訪ねて、記録をまとめていきました。

「お年寄りが、次に出来る本を楽しむに、積極的に協力して頂いた。その人たちに少しでも喜んでもらった」と心境を語ってくれました。

三善生活誌全三冊を完刊

大洲市の火災18件増加

昭和62年の火災概況

一度発生すると貴重な財産や生命までも奪ってしまう火災。

大洲市では、昨年三十件の火災が起こり、前年に比べ、十八件も増加しています。

損害額も七千七百三十四万円と前年の一千六百五十一万円に比べて約五倍になっています。

今年に入っても火災が相次いで起こっています。もう一度みなさんの家庭で、防火について考えてみてください。



ちょっとした油断が貴重な財産を灰にしてしまいます

火災発生概要

昭和六十二年に大洲市で発生した火災は三十件、その内訳は、建物火災二十三件（前年に比べ十七件増）、林野火災六件（〃四件増）車両・その他一件（〃三件減）となっています。

死傷者については、死者一人、負傷者八人の計九人で、前年（死者一人だけ）に比べて大幅に増加しています。

建物火災について地区別に見ると、大洲が十二件、新谷三件、平野、菅田栗津が各二件、南久米、三善が各一件となっています。

大川、柳沢、上須戒地区については、火災は発生していません。

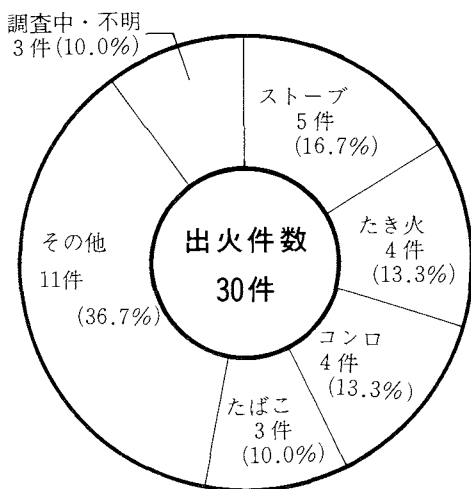
損害額は、建物火災で七千七百一十一万円、林野火災十八万円、その他五万円の計七千七百三十四万円（前年に比べ六千八十三万円増加）となっています。

出火原因の状況

昭和六十二年の火災原因としては、ストーブが五件で一番多く、以下たき火（四件）、コンロ（四件）たばこ（三件）の順番になっています。（円グラフ参照）

ストーブについては、燃料の誤給油、消し忘れなどが原因となっており、たき火については、飛火、残火処理の不始末、コンロについ

昭和62年火災の原因別割合



では天ぷら鍋を使用しているとき目を離したこと、たばこについては投げ捨てによるものが出火の原因となっています。

下草も枯れているうえに、空気が乾燥し季節風が吹くなど悪条件が重なっているからです。貴重な森林資源を守るため、次のことを守ってください。

空気が乾燥しています

山火事に注意して

昨年起こった三十件の火災を月別にみると、十二月が六件で一番多く、三月が四件で二番目、以下十一月、一月、四月と暖房器具を使う時期に火災が多くなっています。

特に山火事は、三月、四月の春先に多く発生します。これは、枯葉が地上に積もり、

▽たき火を終えたら完全に消火する

▽たばこの投げ捨てはしない

▽火入れの許可を必ず受ける（火入れをするときは、場所日時、消火設備などを記入して市町村長に提出することになっています）

①造林のための地ごしらえ

②開墾準備 ③害虫駆除 ④焼畑のいずれかに当てはまらなければなりません

グリーンピア構想具体化に向けて セミナー開催

「ニューメディアを活用して農林業の活性化を図ろう」とするグリーンピア構想の指定を受けて発足した肱川流域グリーンピア構想事業化推進協議会（会長・近田宣秋大洲市長）は、一月十八日市役所二階大ホールでセミナーを開催しました。

昨年十一月には、初めてシンポジウムを開きましたが、今回のセ



農山村の近代化・情報化を目指して開催された
グリーンピア・セミナー

ミナーはより具体的な計画を立てようとするもので、流域の八市町村（大洲市、内子町、五十崎町、肱川町、河辺村、宇和町、野村町、城川町）から行政、農林業関係者など約百人が参加しました。

午前十時に開かれたセミナーでは、近田会長が、「農業環境は、とても厳しい状況であり、今こそニューメディアを活用することが

必要な時代。これからの農業は、商工業者、消費者と密接な関係を持ち、新しい農村を創り上げねばならない」とあいさつ。

続いて、愛媛大学農学工学科教授の佐藤晃一氏が「肱川流域グリーンピア構想と農業情報システムについて」と題する講演を行い、「二十一世紀の農業は、世間のニーズを早くキャッチして分析することでも大事だが、ニーズを形成する情報を出すことが大切」と受け身から積極的な姿勢に変換することを訴えました。

この後、NTT四国総支社INS推進部担当部長の池本洋司氏による「農村の情報化とコミュニティについて」という講演が行われました。

午後からは、計画策定委員会、農林業システム部会、コミュニティシステム部会に分かれて今後のスケジュールなどを協議しました。また、各部会の会長は次のように決定しました。▶計画策定委員会 会長 山下勝利（大洲市）

▶農林業システム部会 会長 稲田秀一（河辺村）▶コミュニティシステム部会 会長 武田和子（宇和町）（敬称略）

わが国の消防のあゆみ

わが国に初めて消防組織が誕生したのは、今から約四百年前の江戸時代のことです。

当時江戸城や大名屋敷は、度重なる火災に見舞われたことから、消防の必要性を痛感した三代将軍家光は、一六二九年に老中の名で将軍の命令書である「奉書」を出して大名を非常招集し、消火の任務にあたらせました。

これを「奉書火消」といいわが国で初めての消防隊でした。

その後、在府の大名十数家に命じて常設の「大名火消」や幕府直属の旗本が組織する「定火消」をつくらせましたが、これらの火消はいずれも江戸城や武家屋敷を対象とするものであったことから江戸の町人には何も恩恵はなく、木、紙、わら、かやで造られた江戸の町並みは、再三大火により焼野原となりました。

このため、一七二〇年に江戸南町奉行、大岡越前守忠相は町民で組織する町火消、いろは四十七組を設け、町家はもとより武家屋敷の消火にもあたらせました。

この「町火消」が現在の「消防団」の元祖です。

明治以降「大名火消」や「定火消」は消滅しましたが、町火消は「公設消防組」となり、地区や町



内などの有志の自発的意思によってつくられた「私設消防組」と共に、警察の指導のもとに地域消防防災に貢献し、昭和十四年に「消防団」と名称を改め、戦時的任務も行うことになりました。

一方、明治から大正にかけて東京、大阪など六大都市の警察組織に「官設消防」が設置されました。敗戦後の昭和二十二年「消防団」は廃止され、現在の「消防団」に名称が改められました。

昭和二十三年三月七日、「消防を十分に果たすべき責任は、市町村にある」という消防組織法の施行によって、日本の消防制度は従来の警察組織から独立し、市町村が消防団や消防本部・消防署の設置などを行う、いわゆる「自治体消防」として再出発することになりました。

今年はちょうど、その発足四十年にあたる年で、来る三月九日には、東京の武道館において盛大な記念式典が開催される予定になっています。

新成人430人の門出を祝う



第40回 成人式

第40回成人式

新成人を激励しようと一月十五日、大洲市役所二階大ホールで第四十回成人式が開かれました。今年の成人者四百三十人（男子百八十九人、女子二百四十一人）のうち、約三百五十人が、スーツや振り袖姿で出席しました。優良成人者として、青年団、青年学級を通じて地域のリーダーとして活躍した富永恵一さん（菅田）が表彰を受けました。近田市長が、「今まで育ててくれた両親の恩を忘れることなく、

地区ごとに記念撮影

成人した自覚を持つて頑張ってください」と祝いの言葉を述べ、成人者を代表して南久米の河野実さんが、「苦勞知らずの未熟者ですが、我々を育ててくれたこの郷土と社会の発展のため努力して、青年ある社会人としてはばたきます」と決意を述べました。その後、成人者意見発表（大川地区・寄町広紀さん、三善地区・鎌田やす子さん）やアトラクションの臥龍太鼓があり、地区ごとに記念撮影をして解散、成人としての第一歩を踏み出しました。

成人を祝い寒中水泳大会

成人の日を祝って、恒例となった寒中水泳大会が渡場で開かれ、新成人者や神伝流保存会会員ら約百人が肱川で初泳ぎをしました。大洲神伝流保存会、大洲水泳協会などの主催により開かれ、今年で三十四回目を迎えました。新成人は、和氣一三さん（若宮）と愛大水泳部十八人の計十九人が参加。

神伝流保存会理事の竹田千尺さん（四十三歳）が「真・行・草」を式泳し、続いて農協職員の松田智さん（三十四歳）が甲冑泳ぎを披露、その後六歳から七十歳までの神伝流関係者が、水温八度とやや暖かい肱川に飛び込みました。あいにくの雨降りのため、晴れ着姿の新成人は見られなかったも

地区別	成人者数	内訳		
		男	子	女
肱川	62	22	22	40
北野	150	69	69	81
平久	30	10	10	20
菅田	16	9	9	7
大田	38	18	18	20
川田	23	10	10	13
沢田	11	7	7	4
新谷	50	25	25	25
三好	12	5	5	7
八上	28	11	11	17
多須	10	3	3	7
合計	430	189	189	241

の、市民ら約五百人が見学に訪れ、神伝流関係者が「祝成人の日」と水書すると大きな拍手を送っていました。



立ち泳ぎをしながら水書をした神伝流関係者

国民年金保険料 今年は七千七百円

国民年金保険料が、四月から七千七百円になります。

国民年金の保険料は、みなさんが納める保険料と国の負担などによってまかなわれています。当然のことながら、長期的にみて支出（給付費）と収入（保険料や国庫負担など）の釣り合いがとれていなければなりません。

そのため、国では将来予想される受給者や給付費の増加を見込みながら、被保険者のみなさんの負担も考慮して、毎年見直しをしています。

みなさんの負担は増えますが国民年金は、老後の生活の大きな支えとして大切な役割を果たしています。

なお、国民年金では、保険料を前納する制度があります。

前納すると、一年で二千二百三十円割引かれ、毎月納める手数も省けます。

前納制度を利用される方は、市役所市民課国民年金係へ三月十日までにお申し込みください。

☎2111内線257

無職・有職少年の非行増加

昭和62年少年非行の概況

大洲警察署管内で、昭和六十二年に検挙、補導した刑法犯少年は、百二人で、前年に比べて四人増加しています。

不良行為少年も千七百七十四人と前年に比べて三十二人増加しました。

いずれの場合も、無職、有職少年による非行が増加しています。

刑法犯少年の状況

刑法犯少年の内訳は、犯罪少年（十四歳以上）が七十八人（前年より十三人増）、触法少年（十四歳未満）が二十四人（前年より九人減）となりました。

ここ数年、非行の大半を占めていた十三～十六歳の非行がやや減少し、十七～十九歳の非行が急増

（九人→二十人）しました。

罪種別状況では、凶悪犯〇人、粗暴犯二〇人、知能犯一人、窃盗七十一人、その他十人となっております。

り、窃盗が約七割を占めています。

窃盗の手段別では、万引やオートバイ盗が半減（万引四十二人→十二人、オートバイ盗十三人→七人）した反面、事務所荒らし、金庫破りなどの侵入盗が増加（十四人→十九人）し、計画的、悪質化の傾向が強まっています。

また、全刑法犯に占める少年の割合は、四五・五％です。

不良行為は喫煙がトップ

不良行為少年、千七百七十四人のうち、不良行為別では、喫煙が六

百三十八人、夜遊び二百七十七人、暴走行為百五十二人となり、この三つで全体の八五・八％を占めています。

少年の家出を防止しよう



家出少年発見保護活動強化月間

三月は、進学や就職などで、これまでの生活リズムが大きく変わります。

大洲署で、家出少年として捜索願を受理した少年は、十九人で前年に比べて五人増加しています。特に女子中、高生の学校嫌い、異性関係による家出が、多いといふことです。

少年非行に関する相談は、次の窓口にて

▼大洲市少年補導センター

☎247830

▼ヤングテレホン（大洲警察署）

☎234976

利子非課税制度の改正

新・利子非課税制度の種類と内容

お年寄りなどの場合		
種 類	非課税限度額	内 容
マル優	300万円	銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など
特別マル優	300万円	利付国債、公募地方債
郵便貯金	300万円	
サラリーマンの場合		
種 類	非課税限度額	内 容
財形住宅貯蓄 財形年金貯蓄	合わせて500万円	サラリーマンの給料からの天引預金

昭和六十三年四月一日から、利子の非課税制度、いわゆるマル優などの制度が変わります。

新しい制度では、利子非課税扱いとなるのは、次のような人です。

①六十五歳以上の人

②遺族基礎年金を受けることができる妻

③寡婦年金を受けることができる人

④身体障害者手帳の交付を受けている人

サラリーマンについては、一般の財形貯蓄の非課税がなくなり、新たに設けられた財形住宅貯蓄と従来の財形年金貯蓄を合わせて、最高五百万円が非課税ワタス。

新制度の適用は四月一日から

新制度の種類と内容は、表のとおりで、これ以外の利子所得は、原則として一律二〇％（うち五％は都道府県民税）の源泉分離課税となります。従来の総合課税制度

三五％の源泉分離選択課税制度、確定申告不要制度は廃止されます。なお、これらの改正は、原則として昭和六十三年四月一日以降に支払われるべき利子から適用されます。

非課税制度の利用には手続きが必要

新マル優などを利用する方は、非課税対象者に該当する旨の確認を受けるほか、住民票の写し、保険証、年金手帳など一定の公的書類を金融機関の窓口へ提出して、住所、氏名、生年月日の確認を受けることが必要です。

また、昭和六十三年三月三十一日以前にマル優などを利用してのお年寄りなどが、引き続き非課税制度を利用する場合は、昭和六十四年三月三十一日までに一定の手続きをしなければなりません。預貯金先の金融機関へ相談してください。

税の申告は3月15日までに

市県民税

市県民税の申告相談、指導を別表の日程で行います。

この申告は、みなさんの税金を計算するための重要な資料となります。昭和六十二年一月一日現在大洲市に住所のある人で、申告義務のある人は、三月十五日までに申告してください。

申告義務のある人

▼昭和六十二年中に、給与所得以外に、営業、農業、家賃、配当などの所得があった人。

申告の必要がない人

▼所得が給与だけで、ほかに所得がなく、事業所から給与支払報告書が市に提出されている人
▼所得税の確定申告書を税務署へ提出する人

申告に必要なもの

▼社会保険料、生命保険料の領収書か証明書
▼医療費控除を受けるときは、医療費の領収書か証明書

▼印鑑、その他控除に必要な書類 ※自主申告をする人には、地区へ申告書の用紙をお届けします。

なお、申告相談該当者には、個別に用紙をお届けしますが、昨年

税務署へ確定申告をした人には、お届けしません。

今年、確定申告をしない人は、ご連絡ください。

詳しくは、市税務課市民税係へお問い合わせください。

☎2111内線246・247

税務署からお知らせ

昭和六十二年分の所得税の申告と納税はもうお済みでしょうか。申告も納税も期限は三月十五日です。必ず期限内に済ませてください。

振替納税制度のご利用を

所得税の納税方法に、振替納税の制度があります。これは、銀行などの預貯金口座から振替によって納税するものですから、納税のための手数が少なくて済み、またうっかり納期限を忘れ滞納することもなく大変便利です。



おむつも

医療費控除の

対象に

昭和六十二年度の税制改正によって、六カ月以上寝たきりの人が使用しているおむつが、医師の証明書があれば医療費控除の対象となりました。

対象者 次の二つの条件を満たすことが必要です。

①傷病により、おおむね六カ月以上にわたって寝たきり状態にある者

②その傷病について医師による治療を継続して行う必要がある、おむつの使用が必要と認められる者

手続き方法 確定申告書に次の書類を添付するか、確定申告するときに表示してください。

①おむつ使用証明書（治療をしている医療機関の医師が記載）

②おむつの領収書

適用時期 昭和六十二年一月一日以降に使用したおむつの費用

その他 証明書の用紙は、福祉事務所にあります。

詳しくは、大洲市福祉事務所へ。

☎2111内線275

固定資産課税台帳の縦覧

今年は四月一日から

期間 昭和六十二年四月一日から四月二十日まで（ただし、土曜日の午後、日曜日は縦覧できません）

時間 午前八時二十分から午後五時まで

場所 ▼旧大洲町に住んでいる人、市外在住者、納税組合未加入者 → 市役所税務課

▼連絡所管内の人 → 各連絡所

昭和六十三年度が評価替えの年度であり、地方税法の一部改正が見込まれるため、期間を変更したものです。

土地や家屋など、あなたの資産が間違いない登録されているか、この機会に確認してください。

※期間中の縦覧は無料ですが、必ず印鑑をご持参ください。

詳しくは、市役所税務課固定資産係まで

☎2111内線245

各種奨学資金のご利用を

母子・寡婦福祉資金の一覧表

貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度					償還期限 据置期間																																
修学資金	○母子家庭の児童	<table><tr><td colspan="2" rowspan="2">学年 学校種別</td><td>1年</td><td>2年</td><td>3年</td><td>4年</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">高校</td><td>国公立</td><td>10</td><td>9</td><td>9</td><td></td></tr><tr><td>私立</td><td>22</td><td>21</td><td>21</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">大学</td><td>国公立</td><td>26</td><td>22</td><td>22</td><td>22</td></tr><tr><td>私立</td><td>35</td><td>31</td><td>31</td><td>31</td></tr></table> (単位は千円) *その他、短大、高専、専修学校についても貸し付けています。					学年 学校種別		1年	2年	3年	4年					高校	国公立	10	9	9		私立	22	21	21		大学	国公立	26	22	22	22	私立	35	31	31	31	据置経過後 20年以内 *専修学校 一般課程分 は5年以内
学年 学校種別		1年	2年	3年	4年																																		
高校	国公立	10	9	9																																			
	私立	22	21	21																																			
大学	国公立	26	22	22	22																																		
	私立	35	31	31	31																																		
就学 支度資金	○寡婦が扶養している20歳以上の子	32,500円～75,000円 私立の高等学校又は専修 学校の高等課程入学の場合 12万円加算					据置経過後 20年以内 卒業後6ヵ月																																
修業資金		月18,000円 *就職希望の高校3年生の 生徒が自動車運転免許証 取得の場合 220,000円					据置経過後 5年以内 技能修得終了 後6ヵ月																																

母子・寡婦 交通遺児 殉職船員

母子・寡婦福祉資金

母子・寡婦世帯の方は、次の表のように修学資金、修業資金などの貸し付け制度がありますので、ご利用ください。

なお詳しくは、大洲市福祉事務所へお問い合わせください。

☎242111内線272・274

船員遺族の方へ

職務上で死亡された商船の殉職

船員遺児へ援護金が支給されます。
援護金の支給額
月額六千円(一人当たり)

また、援護金受給中の遺児が小学校に入学した場合には、三万円を、中学校または高等学校に入学した場合には、それぞれ一万円を贈呈します。

ただし、生活困窮者に限ります。
申し込み (財)日本殉職船員顕彰会
(東京都千代田区麹町四一五海事センタービル内)

☎03123410662

交通遺児などの育成資金

交通遺児などをすこやかに育成するために自動車事故対策センターでは、資金を無利子でお貸しします。現在、約八千人の方がこの制度を活用しています。

制度のあらましは、次のとおりです。

貸付対象者 貸し付けの対象は、零歳から中学校卒業までの交通遺児

貸付申込者 その交通遺児を扶養している保護者

貸付金額 はじめに一時金十三万

二千元、貸付期間中毎月一万五千五百円、小学校入学時に三万六千

円

貸付期間 貸し付けが決定した月から中学校卒業の月まで

送金方法 指定の銀行、郵便局に三ヵ月分まとめて送金します。

利子 無利子です

返還方法 割賦による二十年以内の均等払いです

返還時期 中学校卒業後、一年たつて返還を始めていただきます。

(高校・大学などに進学された場合は、在学期間中返還を猶予)

詳しくは、政府出資法人、自動車事故対策センター愛媛支所へ
〒790松山市一番町一丁目十四番四号(伊予ビル)

☎0899414877

オウム病に

気をつけて

小鳥から人に感染



日本では、約三分の一の家庭にペットがあり、なかでも小鳥は、約三百万世帯で飼われているそうです。

オウム病は、クラミジアを病原体とする鳥類の病気で、人に感染すると、呼吸疾患などを引き起す人畜共通の伝染病です。

我が国では、昭和三十一年に初めて発生して以来、だんだんオウム病が広がっています。小鳥を飼っている人は、次のことに注意してください。

- ①新しく小鳥を飼った場合は、少なくとも二週間他の小鳥と別にして、健康状態を観察する。
- ②適正な給餌、給水をする。
- ③鳥がこなどは、定期的に洗浄消毒をする。
- ④汚物などは焼却する。
- ⑤エサを口移しでやらない。
- ⑥小鳥に異常があれば、獣医師に相談する。

廃車手続きはお早めに

軽自動車、オートバイ

軽自動車税は、今年四月一日現在
の所有者に課税されます。

新たに車の所有者となった人、
車の所有者でなくなった人などは
早めに手続きをしてください。

▼オートバイ（五十cc～百二十五
cc）と小型特殊自動車↓市役所税
務課へ

▼それ以外の車種↓軽自動車協会
または陸運事務所へ

○オートバイなどを友人に譲った
場合は？

市で名義変更の手続きをしてく
ださい。届け出がないとあなたに

課税されます。

○オートバイの所有者が死亡、標
識や車体も廃棄した場合は？
事情を詳しく説明できるように
して市役所に来てください。所有
者が死亡したときは、はがきで身
内の人に名義変更していただくよ
う通知しています。

○転入、転出する場合は？

転出するときは、ナンバープレ
ートを市へ返却し、新住所地で新
たに標識を受け取ってください。

転入の場合は、大洲市の標識を
受け取る手続きをしてください。

○オートバイが盗難にあった場合

市民交通傷害保険にご加入を

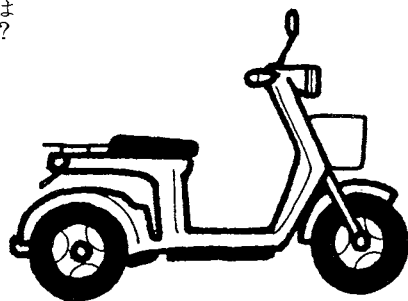
三月一日から受け付け

昭和六十三年年度の「市民交通傷
害保険」の受け付けが三月一日か
ら始まります。

大洲市では、昭和六十二年中に
二百四十一件の交通事故が起り、
三百四人の負傷者、四人の死者が
出ています。

区長さんを通じて各世帯に申込
書を配布しますので、万一の事故
に備え、家族みんなで加入しまし
よう。

加入資格 市内に住んでいる人、



は？

まず警察署へ盗難届けを出して
その後、市へ連絡してください。

詳しくは、市税務課軽自動車税
係へお問い合わせください。

☎2111内線243

または市内に通勤、通学している
人。ただし、一人一口に限りです。

保険料 一口 四百八十円（中途
での申し込みは、月額四

十円で計算）

期間 昭和六十三年四月一日から

一年間

支払われる保険金 自動車、自転
車、オートバイ、列車などが原因

で発生した交通事故に対して支払
われます。五千円（一週間未満の

けが）から最高百万円までです。

詳しくは、市総務財政課交通安
全係へお問い合わせください。

☎2111内線231

児童手当制度4月に改正

3月中に請求手続きを

昭和六十一年から進められてき
た児童手当制度は、今年の四月で
制度が完成します。

四月からは、対象児童の範囲な
どが、次のようになります。

対象児童の範囲

▼義務教育就学前の第二子以降の
児童

受給資格と支給額

○受給資格

義務教育就学前の児童を含む十
八歳未満の児童を二人以上養育し
ている人で、所得が一定額以内で
あること。

※養育している児童が実子でない
場合でも、状況によっては手当の

支給が受けられます。

○支給額

児童手当の額は、第二子が月額
二千五百円、第三子からは月額五
千円です。

※今回の改正によって新たに受給
の資格が生じた人には、三月上旬
までに通知いたします。

もし通知が届かない場合には、
福祉事務所へご連絡ください。

三月末日までに請求手続きをし
なければ、四月分の児童手当の支
給は受けられません。

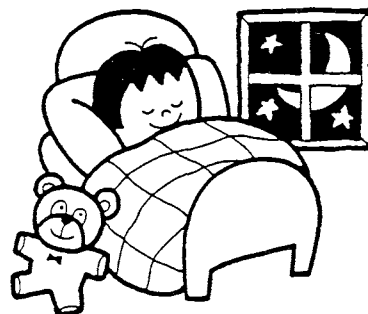
★参考

昭和六十三年三月三十一日まで
は、二番目の児童は昭和五十八年

四月二日以後に生まれた児童、三
番目以降の児童は昭和五十三年四
月二日以後に生まれた児童が、手
当の対象となります。

詳しくは、大洲市福祉事務所児
童手当係まで

☎2111内線272



異動のシーズンです

手続きはお早めに

三月、四月は、転勤や入学、就職と異動の多いシーズンです。

転入、転出のときには、各種の届けを出しておかないと、選挙で投票できなかったり、国民年金の給付が受けられなかったりする場合があります。必ず届けを出しましょう。また窓口が混雑しますので、早めに手続きをしてください。

市役所への届け出

住民登録 住民基本台帳への記載などは、転入届を出すことによって行われます。前住所地で転出証明書をとって、十四日以内に新住所地の市町村役場で転入届をすませてください。

印鑑登録 印鑑登録証を返却し、新住所地で新たに申請をしてください。

国民健康保険証 返却して、新住所地で新たに申請します。母子家庭、零歳児医療、重度心身障害者医療、老人保健法による受給者証も一度返却し、新住所地で新たに申請してください。

国民年金 新住所地で住所変更の手続きをしてください。

水道 転入、転出どちらの場合でも、事前に水道課へご連絡ください。

在学証明書 小・中学生がいる場合は、現在通学している学校で在学証明書などの書類を受け取り、転出先の小・中学校へ提出してください。

児童手当関係では、所得証明書が必要な場合もあります。身体障害者手帳をお持ちの人は、新住所地の福祉事務所で住所変更の手続

きをしてください。

また、転出証明書交付後に、都合によって転出をとりやめた場合は、すぐにこの転出証明書をもとの市町村役場に提出して手続きをしてください。

その他の届け出

運転免許証 住所変更の手続きは

新住所地の警察署または警察の自動車試験場へ。自動車を所有している人は、陸運事務所で登録変更手続きをしてください。転居先が県内と県外では手続きが違います。

郵便局 転居届を出してくと、一年間は郵便物を転送してくれます。

その他 そのほか、銀行に住所変更の届けや、電気、ガス、電話などの変更や廃止の手続きをお忘れなく。

引っ越しが終わったら、新しい住所地で電気やガスなどの申し込みをします。この場合、西日本と東日本では、電気の周波数が異なりますので、電気製品によっては、部品の交換が必要になります。

詳しくは、市役所市民課、福祉事務所、保健衛生課へお問い合わせください。 ☎ 242111

同和教育シリーズ

No.112

人権と同和教育

人権と女性(その二)

明治時代になり、外国から民主主義の思想が入って来て、女性解放の歴史が始まりました。その最初の主張が「廃娼・一夫一婦」などを求めるものであったことを見ても、封建時代の女性の屈辱の歴史がしのべれます。

そして、それまで罪悪視されていた「恋愛」を、至上の美と真実であると讃美し、「恋愛ありて後人生あり」と、女性が生涯の伴侶を自分で選びたいと叫んだのです。

現代からは想像もできないことかもしれませんが、当時としては、まさに革命的な考え方でありました。

やわ肌の熱き血汐にふれもみでさびしからずや道を説く君と謝野晶子の歌は世間を驚かせ、そして、女性の胸をゆさぶったのです。

そして、女性は行動もしました。大正七年の米騒動は、別名「女一揆」「女房一揆」とも呼ばれ、全国的に広がって行きました。

しかし、女性の政治への参加は認められませんでした。そして女性解放運動も、軍国主義の台頭の前に押しつぶされてしまうのです。

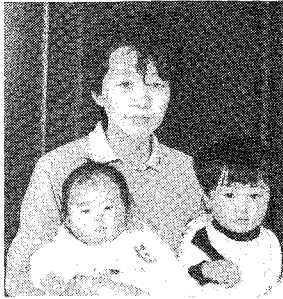
真の女性解放運動は、終戦後まで待たなければなりません。新しい日本国憲法は、高らかに男女平等を宣言し、政治の場にも女性が進出できるようになりました。しかしながら、戦後四〇年を経た今日、なお男女の差別は現存しています。それは職場での賃金の格差を見ても明らかであります。

このことについて、吉田猪三已はこう書いています。

「日本に女性差別が根強いのは、部落差別が根強いのと比例しているのです。部落差別が温存されているかぎり、女性差別も温存されるわけです。——それというの長い間女性差別に気づかないようにするために、たとえ気づいてもさらに下を見てあきらめることができるように、日本の社会は、最も底辺に部落差別を温存し、利用してきたからです」

人を差別することによって、自分たちが差別されているその苦しさをまぎらす——悲しい、しいたげられた者の姿です。

同和教育は、そのような悲しい自己満足を否定し、みんなが等しく権利を認め、高めようとする生き方——自己確立——を旨としているのです。



奥さん 訪問

No.82

富士山から見た霧が印象的

大藤 裕子さん(保子野・28歳)

▼生まれは、鳥取県の鳥取市です。港が近くにあつて漁業特

に松葉ガニで有名です。

▼昭和五十九年に初めて大洲に来たのですが、静かな所だなと思いました。また、富士山に登ったときに見た霧がとても印象的でした。

▼大洲は、日中暖かいのに、朝や夜は冷え込みが厳しいです。

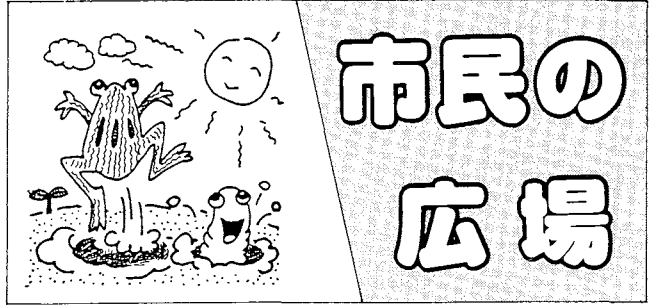
▼言葉では、「いんま」というのが分からなくて悩みました。「いま」がなまったのかなと思つてい

たんですけど、「そのうちに」という意味らしいですね。

▼大洲の人は、みんな暖かくて良かったと思います。

▼おこもりという習慣が、鳥取にはなかったのですが、こちらでは多いようですね。

▼主人(富茂さん)が、鳥取に勤めていて知り合いました。子供は、長男の友裕(二歳)と長女の三佳(0歳)の二人です。今は、子供の世話で大忙がしですが、元気で伸び伸び育ってくれたらと思います。



市民の 広場

いま若者は考える



肱川流域交流集会

「若者の力で肱川流域を活性化しよう」と肱川流域開発促進協議会(会長・近田宣秋大洲市長)の主催で一月二十八日、五十崎町の龍王荘を会場に流域の若者の交流集会が開かれました。

同会には、肱川流域の六市町村(大洲市、長浜町、内子町、五十崎町、肱川町、河辺村)から、農業者や会社員、流域の市町村長など三十四人が参加して、産業や文化、国際交流のあり方について活発な討論が行われました。

午前中は、近田会長による「若者が定住する地域づくり」、南方園交流センターの加藤憲一氏による「世界に通じる偉大な田舎をつくる」と二つの基調講話が行われました。

近田会長は、「現代は、新しい秩序と体制を迎えようとしており、流域の特色を生かしながら豊かな生活を創り上げることが大切」と訴え、加藤氏は、外国人留学生との交流体験から、「相手の文化に合わせるのではなく、文化と文化の対立から真の人間関係、交流が生まれる」と国際交流について話しました。

午後からは、各市町村長が地域の現状を説明した後、若者との意見交換が行われ、「農業は、育成から販売まで手がけなくては」、「自然を生かした町に」と将来について様々な意見が出ていました。

新刊図書案内

靴に本だけつめこんで

群ようこ著

仏教と神道

ひろさちや著

日本占領革命上ト・コーエン著

ミカドの肖像

猪瀬直樹著

光に向って咲け

栗津キヨ著

日本すみずみ紀行

川本三郎著

燃える韓国

佐藤早苗著

ベレストロイカ ゴルバチョフ著

労働総覧 63年版

労働省編

拝啓息子たちへ

石原慎太郎著

喫煙と健康

厚生省編

ウィルスの恐怖

澤井 仁著

人工臓器

渥美和彦著

21世紀に向けての技術者教育

日本機会学会編

警察犬物語

鈴木貴子著

整備新幹線をどうつくるか

三菱総合研究所編

釋道空短歌綜集

折口信夫著

外郎の家

福田百合子著

秩父事件の女たち保高みさ子著

大連港で

清岡卓行著

雪 古丸谷

高田 宏著

ノルウェイの森

村上春樹著

迷走熟

中野 翠著

命ということ心ということ

絲綢の道はるか

椋 鳩十著

シベリア追跡

安野光雅著

遙かなる甲子園

椎名 誠著

ニコルの海洋記C・W・ニコル著

戸部良也著

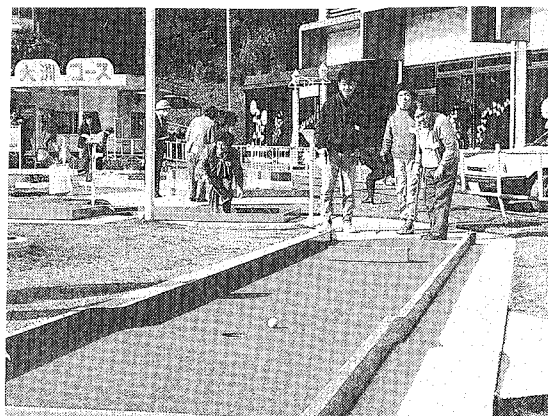


◆豆剣士が熱戦展開 スポーツ少年団剣道大会

一月十七日、喜多小学校でスポーツ少年団剣道大会が開かれ、豆剣士約二百五十人が参加しました。

優勝団体(個人)は次のとおり

▼団体高学年Ⅱ喜多A▼Ⅲ低学年Ⅱ菅田A▼Ⅳ女子Ⅱ新谷A▼個人六年生Ⅱ西岡勇治(喜多)▼Ⅲ五年生Ⅱ藤原誠人(平)▼Ⅳ年生Ⅱ大原政志(喜多)▼Ⅲ三年生以下Ⅱ上田真(平)▼個人女子の部Ⅱ後藤玉季(八多喜)



▲パットゴルフで3世代交流

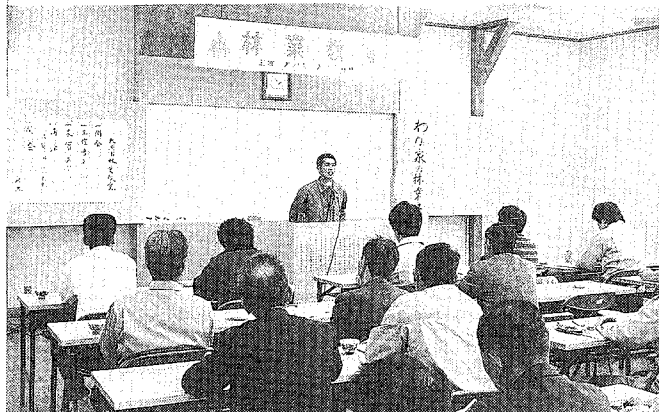
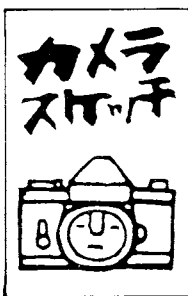
「スポーツを通じて連帯感を深めよう」と1月31日、南久米のパットゴルフ場で「3世代交流研修会」が開かれました。

老人クラブ連合会などの主催で開かれた同会には、婦人会や青年団、老人クラブから約150人が参加、和気あいあいとパットゴルフを楽しみました。

午後からは、南久米公民館で、意見発表や意見交換が行われました。

▼林業教室を開講

林業に関する総合的な知識・技術を習得しようと1月14日、菅田の林業総合センターで「林業教室」が開かれました。大洲市、大洲市森林組合の主催で開かれた同教室には、林業関係者ら60人が参加して、講師の岡信一さん(久万町で109haの山林を育成)の話を熱心に聴いていました。



▶七草がゆで健康を 七草がゆ歩こう会

一月十日、肱南地区コミュニティ推進委員会の主催で「七草がゆ歩こう会」が開かれ、子供からお年寄りまで約七百人が参加しました。市民会館をスタートし、少彦名神社から肱南グラウンドの約五キロのコースを歩いた参加者は、今年一年の健康を願いながら、肱南グラウンドで七草がゆを味わっていました。



1月末までの 大洲市内の交通事故

	1月末現在	昨年同期
件数	13	14
負傷者	17	16
死者	0	0

通信教育で学ぼう

松山東高校では、通信制課程の生徒を募集しています。

現在、幅広い年齢層の人が、高校卒業を目指し、また生涯学習の一環として学んでいます。

出願資格 中学校を卒業するか同等の学力がある人。または自分の好きな科目を勉強したい人

学習方法 日曜日を月二回程度利用し、松山東高校または指定校(大洲高校)で授業を受けます。(修業年限は四年以上)

出願期間 2月15日～4月8日(事情によって4月30日まで)

申し込み先 〒790 松山市持田町二丁目2-12 松山東高等学校通信制課程 ☎0899-450131へ。

保健センターだより

☎243775

乳幼児



健康診断

実施日 該当者

3月1日(火) 昭和62年10月生※

3月8日(火) 昭和62年7月生

3月10日(木) 昭和61年8月生※

3月15日(火) 昭和62年4月生※

3月22日(火) 昭和60年2月生

※は肱南・肱北地区のみ

受付時間 13時～13時30分

実施場所 大洲市保健センター

持参品 母子健康手帳

休日急患診療

3月6日 祖母井外科(中村)

(日) ☎243756

大洲中央病院(東大洲)

☎244551

3月13日 弘岡内科(中村)

歯科相談(大洲保健所)

実施日 内容

3月16日(水) 成人歯科相談

3月23日(水) 乳幼児歯科相談

受付時間 13時からです。前もつ

献血のお知らせ

次のように採血車が巡回しますので、ご協力をお願いします。

実施日 3月3日(木)

場所 時間

市立大洲病院 9時30分～12時

建設省肱川出張所 13時～14時

大洲自動車教習所 14時30分～16時

まいつろの

おくりもの

(敬称略)

金一封 高山 兵頭 重利

金一封(災害見舞返し) 新町

愛美容室 池田 章・池田マチエ

金一封(拾得金満期による寄付)

金) 八尾 吉川 玉枝

金一封(保険税の還付金)

喜多郡内子町 田久保 久子

(指定配分)

金一封(八多喜地区社協へ)

米津 都築 一男

金一封(寄付金を喜多地区社協へ)

東宇山 白石 正行

(物品の口座)

衣類 七十六点

西大洲 堀辺 秋夫

温かい善意をありがたうございました。感謝をこめて掲載させていただきます。

大洲市社会福祉協議会

ふれあいテレホン

のご利用を

愛媛県警察本部では、みなさんから警察に関する問い合わせや苦情、要望などを気軽に相談、通報していただくため、ふれあいテレホンを設置しました。

寄せられた相談事については、迅速、的確に処理し、今後のみなさんへの対応に反映させます。

今年の二月から相談を受け付け

相談ごと案内

いずれも無料です。気軽にご利用ください。

▶交通事故相談

とき 3月8日 10時～15時
3月22日

ところ 市役所別館 3階会議室

▶人権相談

とき 3月22日 13時～16時

ところ 社会福祉協議会事務局

▶法律相談

とき 3月7日 13時～16時

ところ 社会福祉協議会事務局

▶心配ごと相談

とき 3月1日、10日、25日
13時～16時

ところ 社会福祉協議会事務局

▶家庭児童相談

とき 毎日の執務時間中

ところ 大洲市福祉事務所

▶行政相談

とき 3月18日 9時～12時

ところ 市役所 1階会議室

急ぐ時は☎243794(玉木)まで

▶社会保険相談

とき 3月22日 10時～16時

ところ 大洲商工会議所

担当 松山西社会保険事務所

▶医師・栄養士による健康相談

とき 3月24日 13時～15時

ところ 大洲市保健センター

対象 40歳以上の人

▶何でも相談

とき 毎日の執務時間中

ところ 大洲隣保館☎246100

大洲福祉会館☎250947

▶不動産無料相談

とき 3月15日 9時～16時

ところ 宅建協会大洲支部

フデエダ花店 2階、常磐町4

今月の納税 保険税第6期

納期は3月31日

ています。気軽にご利用ください。

設置場所 愛媛県警察本部

時間 8時30分～17時15分(ただし、土曜日は12時30分まで、日曜、祭日を除く)

電話番号 ☎0899473733

相談内容 警察に関連する困り事、問い合わせ、善行、苦情、要望など

後記

三月になると「さくらまつり」が開幕します。

城山、富士山、祇園公園などが市内の桜の名所です。二月には、富士山に新しい展望台が完成しました。

地上から約三・五メートルの高さで、二階建ての白いしゃれた展望台です。新しい展望台から景色を眺めてみませんか。(S)